



県 章

滋賀県公報

平成 29 年 (2017 年)
3 月 14 日
号 外 (4)
火 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告..... 1

監 査 委 員 公 告

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項の公表公告

地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の38第6項の規定により、包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により当該通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成29年 3月14日

滋賀県監査委員	川	島	隆	二
〃	山	田		実
〃	平	岡	彰	信
〃	北	川	正	雄

包括外部監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知に係る事項

- 1 監査対象 文化芸術・スポーツにかかる施設の財務事務の執行および管理運営について
- 2 監査実施期間 平成27年 7月 6日から平成28年 3月 2日まで
- 3 監査結果報告年月日 平成28年 3月15日
- 4 監査の結果および改善措置等の内容

(i) 効率性の追求 (文化振興課)

ア 監査の結果

オペラ等を「自主制作」していくのがびわ湖ホール開設以来の大きな特徴であり、そのための専門スタッフも配置している。県の財政事情と今後の大規模修繕を考慮してあり方を考えるとき、従前の延長線上での取り組みでは大きな収支改善は期待できない。びわ湖ホールは県の舞台芸術の振興に重要な役割を担っているが、①県民や子供たちが舞台芸術に触れる機会の提供 (ソフト面) と②びわ湖ホールの建物 (会館) の効果的・効率的な利用 (ハード面) を、今まで以上に切り離して事業を進めていく必要があると考える。舞台鑑賞する県民にとっては、自主制作も買取公演も貸館公演も区別はない。建物を有効活用するために、長期にわたり練習のためホールを使用する自主制作から買取公演や貸館公演にシフトすることも検討すべきである。特にせっかくの4面舞台がオペラに活用されるのが、年2回程度しかなく、あまりにももったいない状況も踏まえた検討が必要である。びわ湖ホールは声楽アンサンブルを核として、地域での定期公演、学校巡回公演、ホールの子事業、地域協働公演等、県の文化振興に多大な貢献をしている。今後も県全体の文化振興に積極的に取り組むことは当然のこと、ホールは効率性 (費用対効果) も十分に考慮し、自主制作のための使用等は極力避けることなども検討すべきである。

イ 改善措置等の内容

びわ湖ホールにおいては、総合的な舞台芸術であるオペラ等を自主制作することにより、声楽アンサンブルは力量を高めることができ、専門スタッフは企画制作の経験を積み重ね、舞台演出技術を磨いていくことができます。自主制作は、今後もびわ湖ホールが、県民に舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに、滋賀県の文化芸術の象徴として、県内外にその存在感を示していくために不可欠な取組だと考えております。

同時に、ホール全体の効率性を高めていくことも重要でありますことから、現在、(公財)びわ湖ホールにおいて、自主制作準備のための使用等については必要最低限として貸館公演を増やすよう貸館対応の人員配置等の調整をするとともに、国や民間の助成金を積極的に活用して買取公演を実施するなど効率的・効果的な事

業の実施に努めております。

今後とも、効率性も十分考慮し運営するよう（公財）びわ湖ホールに求めてまいりたいと考えております。

(2) ロームシアター京都の影響をより慎重に検討すべき（文化振興課）

ア 監査の結果

ロームシアター京都が、京都市に平成28年1月に開館し、オペラ・クラシック音楽などが公演される。

京都で醸成されてきた文化、そして、そのブランドを勘案すると、多くの人々の期待がロームシアター京都に寄せられることが想定される。びわ湖ホールにおいては、オペラについては自主制作の実績等で優位性があるものの、貸館事業となると優位性に乏しい。そのため、貸館事業についてはロームシアター京都開館の影響を慎重に検討すべきである。

また、滋賀県立芸術劇場びわ湖ホールの設置および管理に関する条例施行規則において、貸館申込（使用承認申請書提出期間）が、中ホールおよび小ホールを会議、研修、練習等の目的で使用する場合には「使用しようする日の6月前の日の属する月の初日から2月前まで」とあるが、これを機に、利用者の利便性向上を図るために大ホールと同様に「使用しようする日の1年前の日の属する月の初日の翌日から2月前まで」とすべきである。

イ 改善措置等の内容

ロームシアター京都は、立地や座席数などの強みがある一方、びわ湖ホールは、国内外から高い評価を受ける自主事業の取組や機動的な舞台転換を可能にする4面舞台、琵琶湖に面した優れたロケーションなどが強みとなっています。

（公財）びわ湖ホールにおいては、きめ細やかな運営サービスの提供により貸館利用者の満足度向上に努めるとともに、びわ湖ホールの強みを大いにアピールし、企業や大学の行催事での利用など、幅広く新規利用者の獲得に努力してまいります。

また県では、中ホールおよび小ホールを多目的に使用する場合の利用申込期間の前倒しについて、県民が舞台芸術に親しむ機会を提供するというびわ湖ホールの設置目的に配慮しつつ、改善に向けて検討します。

(3) 県立武道館について（スポーツ課）

ア 監査の結果

県立武道館の稼働率は45%前後と低く、有効活用できていない。稼働率が低い原因を追究し、武道以外の利用団体の拡大、広報、県立体育館等とのコラボレーション、利用料金の見直し等の抜本的な改革を行い、P D C Aサイクルを徹底し改善を図らなければならない。

イ 改善措置等の内容

平成28年11月にホームページをリニューアルし、今までよりも施設案内の写真を多く掲載するなど武道以外の利用形態を紹介しました。また、利用方法だけでなく地図入りで近隣のホテルやスーパー、レストランなどを紹介した案内チラシを各競技場、会議室、練習室ごとに作成し、関西圏の大学の体育会系クラブにダイレクトメールを送付し、合宿等での利用促進に努めました。

さらに体育館での競技会やイベントの主催者に武道館の利用を案内し、両施設の有効活用に努めています。

また会議室等の利用料金の見直しについては、近隣類似施設の利用状況や利用団体の需要を把握しながら、稼働率だけではなく、収益増につながるよう県条例で定められている範囲内で検討します。

(4) 柳が崎ヨットハーバーについて（スポーツ課）

ア 監査の結果

柳が崎ヨットハーバーは、アスリート向けの無動力ヨット専用施設となっており利用者が特定されており、また、個人の利用も少ない。利用者を増加させるための検討が必要であり、一般県民が滋賀の豊かな自然を活かした湖上スポーツに進んで安全に親しむことができるような追加事業等を積極的に推進する必要がある。

イ 改善措置等の内容

平成28年度は体験型の3事業を新たに実施し、「ヨット体験教室」については3日間で11人、「彦根ヨット体験教室」については2日間で8人と定員数の参加がありました。今後は艇と指導者の確保および広報活動を充実し、参加定員の増を検討します。

なお「クルーザー体験教室」については応募がありませんでしたので、来年度は様々な艇種を使ってセーリング全般を体験することのできる事業の実施を検討します。

(5) 県立ライフル射撃場について（スポーツ課）

ア 監査の結果

県立ライフル射撃場は、建物および屋外階段の鉄骨材等に著しい腐食が見られる。耐震改修がされておらず、施設利用者保護のためのスポーツファシリティーズ保険にも加入されず、さらに法定の義務である避難訓練もされていない状況である。建築基準法の要件は満たしているとのことであるが、やはり安全性の確保の観点からも、施設の閉鎖（廃止）を視野に入れて、今後のあり方を検討すべきである。

イ 改善措置等の内容

施設については、国体等を見据え、今後の方向性について検討を進めているところです。

なお、スポーツファシリティーズ保険については、指定管理者である（特非）ライフル協会において、平成 28 年 3 月 28 日に加入手続を完了しました。

(6) 元気室の機能および文化産業交流会館の指定管理料の再検討（文化振興課）

ア 監査の結果

元気室の機能および文化産業交流会館の指定管理料について再検討すべきである。

理由は以下のとおりである。

(7) 文化産業交流会館と元気室の機能の違いが分かりにくく、また元気室の機能を効率的・効果的に実現する方法として、元気室を別個に設置する方法以外には言えない。

(4) 創造館が草津市に移管され、それに伴う「鑑賞事業」などが実施されないにもかかわらず、県からの指定管理料は前年度とほぼ変わらない状況である。創造館の機能を引き継いだ文化産業交流会館（元気室を含む）の指定管理料については、平成 28 年度からの指定管理に際し見直しが行われているとのことであるが、今後、びわ湖ホールとの 2 館一括管理を行う中で、効率性と効果を追求し、事業と指定管理料の適切な水準について検討していく必要がある。

イ 改善措置等の内容

元気室は、（公財）滋賀県文化振興事業団がこれまで蓄積してきたノウハウを活かし、市町ホールとの協働連携事業をはじめ、アウトリーチ活動や人材育成などを行ってきております。

これらは全県域に文化芸術の裾野を広げる重要な取組であり、平成 28 年度からは、びわ湖ホールとの 2 館一括管理を行う中で、びわ湖ホールの専属声楽アンサンブルなどの強みも生かしながら事業展開を図っているところです。

平成 29 年度からは、（公財）びわ湖ホールと（公財）滋賀県文化振興事業団が組織再編され、（公財）びわ湖芸術文化財団として機能が強化される予定です。

県としては、今後とも、より効率的かつ効果的な事業展開と指定管理料の適切な水準について検討してまいりたいと考えております。

(7) 県立ライフル射撃場の現金管理（スポーツ課）

ア 監査の結果

県立ライフル射撃場の施設利用料は、基本的に当日現金で利用者から徴収するが、射撃場に金庫がないため自宅に持ち帰り保管する。自宅で預かっている現金は数日分まとめて（特非）ライフル協会の通帳に入金する。

（特非）ライフル協会の通帳には施設以外の入出金があり、当該施設の出納を区分することは困難である。施設は「現金出納帳」を備えていないので、実際の現金の出納は不明である。以上のことから、県立ライフル射撃場の現金管理は問題があるといえる。

また「指定管理者募集要項」には、管理業務にかかる収支がわかるように資金については独立した口座で管理すること、その他の業務と区分して経理すること、などが定められている。この定めにも反した管理がなされている。

イ 改善措置等の内容

ライフル射撃場の指定管理者である（特非）ライフル協会に対し、指定管理施設のための独立した専用口座を設けるとともに現金出納帳を備え付け、適正な現金管理を行うよう指導し、是正されました。

県では、専用口座の開設、現金出納帳の備え付けを確認するとともに、引き続き適正な現金管理が行われるようモニタリング等を通じて指導を行ってまいります。

(8) 県立ライフル射撃場の収支報告（スポーツ課）

ア 監査の結果

日々の施設の利用人数および利用料は、滋賀県スポーツ健康課に提出される「滋賀県立ライフル射撃場使用者報告書」に記録され、月次で報告される。しかし、この報告書に記載されている「使用金額」は実際に収受した金額ではない場合がある。例えば、(特非)ライフル協会の会員が施設を使用した場合、会員からは協会が年会費を収受しているので、使用料の累計額が年会費に到達するまで使用料を徴収しない。その場合、当該報告書には条例に従った所定の料金を徴収したように金額を記載する。したがって当該報告書の使用料金と実際の収入は異なる。また、当該報告書の数字をもとに年次の収支報告が作成されるので、年次の収支報告も実際と異なることになる。

なお会費の範囲内なら無料とする徴収方法は条例に従った所定の徴収方法にも反している。さらに個々の利用料金が年会費に到達したかどうかの消込も実際はなされていない。

イ 改善措置等の内容

ライフル射撃場の指定管理者である(特非)ライフル協会に対し、条例に則った所定の方法による徴収と現金出納帳を備え付け、施設利用簿と照合の上、県へ報告するよう指導を行い、是正されました。

県では、現金出納帳の備え付けを確認するとともに、引き続き適正な事務処理が行われるようモニタリング等を通じて指導を行ってまいります。

(9) 柳が崎ヨットハーバーの料金徴収管理(スポーツ課)

ア 監査の結果

柳が崎ヨットハーバーの料金徴収業務において、手書きされている使用料単価がチェックされておらず使用料の徴収誤りがあった。内部管理体制に不備があり、過去において徴収誤り等が生じていた可能性がある。再発防止策を検討し改善されたが、引き続き厳正に処理する必要がある。

イ 改善措置等の内容

過徴収分については、平成28年5月に返金手続きを行いました。

今回の誤りは、使用料金徴収時にその都度単価を手書きしていたことが原因であったことから、使用申請書には事前に単価を記載し、複数職員による確認を実施することにより再発防止に努めております。

(10) 労働基準法違反について(文化振興課)

ア 監査の結果

今回の36協定違反は、すなわち労働基準法違反に他ならない。滋賀県の全額出資法人が3年以上にわたり法令違反を続けていることをどのように考えればよいのであろうか。この背景には人手不足があり、滋賀県も職員の定数管理に一定の関与をしている以上、状況の改善に配慮すべき立場にあるのではないかと。いずれにしても、法令違反については直ちに改善されなければならない。

イ 改善措置等の内容

(公財)びわ湖ホールでは、(公財)滋賀県文化振興事業団との組織再編も控え職員の増員には慎重に対応してきたところですが、平成28年度から、適切な人員配置、会議時間の見直し、業務の平準化や時間外勤務管理の徹底等を行った結果、1月までの時間外勤務総時間数は前年度比17.8%の減と改善を図っているところです。

県としては、財団に対し、さらなる人員配置の適正化や業務全般にわたる見直し、抜本的かつ具体的な時間外勤務時間の削減対策を講じるよう求めてまいります。

また、その削減状況を把握するため、毎月時間外勤務状況などの報告を求め、財団において効率的な業務運営がなされているか定期的に確認し、必要に応じて指導してまいります。

(11) 選定委員が公平な評価を行っているか疑念を抱かれないようにしなければならない(人事課・スポーツ課)

ア 監査の結果

指定管理者選定委員のなかに、応募者である(公財)体育協会の理事でもある滋賀県教育長の部下が含まれている。これでは、選定委員が公平な評価を行っているかどうか、県民から疑念を抱かれる可能性がある。

実質的に公平な評価が行われていることは当然としても、それに対して県民の疑いを招かないような選定委員の構成としなければならない。具体的には、選定委員のうち滋賀県職員の人数を条例上最低限の1名に抑えることが考えられる。これについては現に1名となっているところである。

ただし、条例上は選定委員に滋賀県職員が入ることとされているが、他府県においては1名も入らないとい

う例もある。今の運用で透明性確保が十分であるかどうか検討を願いたい。

イ 改善措置等の内容

指定管理者の選定における透明性を一層高める観点から、平成28年6月29日付けで滋賀県附属機関設置条例を改正し、指定管理者選定委員会の委員構成を外部委員のみとしました。

- (12) (公財) 体育協会と滋賀県との関係を明確化し、公平な選定が行われていることを県民に示さなければならない (スポーツ課)

ア 監査の結果

滋賀県が人件費の細かな部分にまで関与している実態、人件費の計上部門の取扱いなど、スポーツ施設の指定管理者の選定においては県民から疑念を抱かれかねない状況にある。このような疑念を払拭するために最大限の改善に取り組みなければならない。

イ 改善措置等の内容

県では、(公財) 体育協会における人件費の執行について体育協会から相談があったときは必要な助言指導を行っています。

体育協会における人件費の計上部門の取扱いについては、指摘を踏まえて整理してまいります。

また、指定管理者の選定については透明性を一層高める観点から、平成28年6月29日付けで滋賀県附属機関設置条例を改正し、指定管理者選定委員会の委員構成を外部委員のみとしました。

- (13) 1 契約複数業務に対する契約の方法の選択について (文化振興課)

ア 監査の結果

一つの契約において、①汎用品のPCの機器調達業務と②その調達機器に対する特殊な納入調整業務といった2つの分離発注が可能と考えられる業務が混在する場合には、契約を分割して、それぞれの業務について最適と考えられる契約方法が採用されるよう、十分に取引の業務内容が検討されなければならない。

より競争性が高まるように、契約に付す業務内容を十分検討することが必要である。

イ 改善措置等の内容

ご指摘のあった契約はびわ湖ホールが独自に構築した舞台音響用システムに関するもので、故障等、早急な対応が必要となった場合のメンテナンスを考慮し一括発注したものです。

今後とも、業務内容を十分に考慮し、競争性を確保して契約するよう(公財)びわ湖ホールに求めてまいります。

- (14) びわ湖ホールの契約事務の定めについて (文化振興課)

ア 監査の結果

びわ湖ホールは、契約方法について他の施設の指定管理者と同様に指名競争入札を原則として実施しているが、自身の会計規程においては、「契約は滋賀県財務規則等の規定に準じて行うものとする。」との定めるだけであり、これでは一般競争入札が原則となる。指名競争入札を原則とするなら他の指定管理者が規程に定めているように、自身のびわ湖ホール財務規程にその旨を規定すべきである。どこにも定めがない以上、規程上の不備と言わざるを得ない。

イ 改善措置等の内容

ご指摘を踏まえ、(公財)びわ湖ホールにおいて、現状に合わせ指名競争入札が原則となるよう必要な改正を行ったところです。

一方、一般競争入札制度には、指定管理者による業者名簿の作成や管理、入札執行システムの運用など課題があるものの、より多くの業者からの応札が可能となることから、実施の可能性について検討するよう、(公財)びわ湖ホールに求めてまいります。

- (15) びわ湖ホールと文化産業交流会館の契約方法の原則について (文化振興課)

ア 監査の結果

びわ湖ホールや文化産業交流会館は図書館と同等以上の大規模な県有施設であるにも拘らず、指定管理者が一般競争入札を単独で行うことの技術的困難性を理由に、指名競争入札により契約を実施している。しかし、指定管理者が実施する契約手続についても、金額が重要と考えられる契約については、劇場の特殊性による制約には配慮しつつも、競争性が確保されるとされている一般競争入札の実施の可能性について検討されるべき

である。

イ 改善措置等の内容

指名競争入札の実施にあたっては、指定管理者は概ね10社以上の業者を指名し、競争性を確保するよう努めているところではある。

一方、一般競争入札制度には、指定管理者による業者名簿の作成や管理、入札執行システムの運用など課題があるものの、より多くの業者からの応札が可能となることから、実施の可能性について検討するよう、指定管理者に求めてまいります。

(16) 100万円以上の修繕および備品購入の契約事務について (文化振興課)

ア 監査の結果

管理物件に対する1件100万円以上の修繕や備品の購入は、基本協定によれば本来県が実施すべきものであるが、びわ湖ホールと文化産業交流会館の両施設においては指定管理者の負担と責任において実施されているものが相当数あり、びわ湖ホールでは毎年以下の件数・金額が指定管理者の負担で実施されている。

(ア) 平成24年度 9件 契約金額29,729,250円

(イ) 平成25年度 9件 契約金額24,480,554円

(ロ) 平成26年度 6件 契約金額23,069,884円

しかし、早急な対応が必要とはいえ、基本協定に明記がない以上、県が本来負担すべき修繕費などが指定管理者の負担として実施されていることから、県の財政報告における経費計上額が過少に計上されていることになる。

各施設の運営上、やむを得ず1件100万円以上の修繕等の対応が必要な場合の処理については、協定上の解釈について相違が生じないように、その処理方法を基本協定に明示し、基本協定を遵守した適切な契約事務として実施すべきである。

イ 改善措置等の内容

ご指摘を踏まえ、管理物件に対する1件100万円以上の修繕や備品の購入に関して、必要な改正を行ったところではある。今後、基本協定に沿って適正に運用してまいります。

(17) 日本管財(株)が実施した修繕の契約手続について (スポーツ課)

ア 監査の結果

協定に従って、指定管理者のグループ企業である日本管財(株)に修繕の契約事務を委託するとしても、(公財)体育協会としては少なくとも体育協会会計規程で定める契約の規定を遵守して契約事務を行うよう要請すべきであり、また、実施された事務手続の確認も行われなければならない。また、業者からの請求書により実際の請求金額の確認も必要である。

このような日本管財(株)において実施された契約事務に関する書類が(公財)体育協会に整理・保管されておらず、また、実施されていた事務手続が検証されていたのかも不明であるという事実は、指定管理者として管理が十分でなかったと言うべきであり、今後このようなことが起こらないよう留意しなければならない。

イ 改善措置等の内容

指定管理者である体育協会と日本管財(株)とのグループ契約協定に従い事務処理を行っていたものを、平成26年度から仕様書作成や見積書の徴取等と予算執行とに役割を分担しました。

予算執行については体育協会が自らの会計規程に基づき、一連の事務手続に係る書類を審査し、保管することにより透明性を高めるよう事務処理を行っております。

平成27年12月に職員研修を実施し、会計規程を再確認し、契約事務の適正化を図っております。

さらに平成28年11月の予算編成説明会においても周知徹底を図っております。

(18) 備品購入の契約事務について (スポーツ課)

ア 監査の結果

以下のように不適切な事務手続が行われており、再発防止策の検討を要する。

(ア) 分割発注により、1件100万円未満とした取引がある。

(イ) 数量が3である購入について、数量1の3取引に分割して、全く同一の見積合せの起案や業者決定の起案が3件行われている。これは、本来は数量3の1取引として処理されなければならないが、この場合は、金額1,884,330円であるから、金額160万円未満の財産の買入れとはならず、見積合わせによる随意契約では足りず、より公平性、競争性を高める指名競争入札を行う必要があった。

(ウ) 8 品目の取引が品目毎にそれぞれ 1 取引として処理されているが、全て同一日に同一担当者による見積合せの起案が行われており、その見積依頼先もすべて同一の 3 者である。そして、業者決定の起案も全て 3 月 15 日、納期も全て 3 月 24 日と同一日である。この 8 品目の複数品目は 1 取引として一括調達すべきものであり、合計の取得価格総額は 6,606,967 円であるから、全体として指名競争入札を行い、より公平性、競争性を高める必要があった。

イ 改善措置等の内容

指定管理者において機器の特殊性や納期を考慮して、三者からの見積徴取による随意契約の方法で事務処理が行われたものですが、指摘のとおり公平性、競争性、透明性を確保するため、今後、同様の事務を執行するときには競争入札を行うよう改善します。また、指定管理者においては職員研修や予算編成説明会の場において、会計規程の周知を行い、契約事務の適正化を図っております。

(19) 公有財産台帳の記載の訂正について（スポーツ課）

ア 監査の結果

スポーツ会館の公有財産台帳の記載の金額について、本来は、620,882,000 円であるのにも関わらず 620,882 円と記載されているため、あるべき金額に訂正する必要がある。

イ 改善措置等の内容

公有財産台帳の記載ミスであり、直ちに修正しました。

(20) 自主事業における設備使用日数の削減について（文化振興課）

ア 監査の結果

滋賀県の財政的な負担を減らすべく、自主事業の開催に関し、準備を含めホールの使用日数が多いびわ湖ホールで企画する自主制作公演を減らし、ホールの使用日数の短い買取公演の増加の検討のほか、効率的な施設・設備利用を通じて、貸館日数を増やし、収益力向上を目指す必要がある。

イ 改善措置等の内容

びわ湖ホールにおいては、総合的な舞台芸術であるオペラ等を自主制作することにより、声楽アンサンブルは力量を高めることができ、専門スタッフは企画制作の経験を積み重ね、舞台演出技術を磨いていくことができます。自主制作は、今後もびわ湖ホールが、県民に舞台芸術に親しむ機会を提供するとともに、滋賀県の文化芸術の象徴として、県内外にその存在感を示していくために不可欠な取組だと考えております。

同時に、ホール全体の効率性を高めていくことも重要でありますことから、現在、（公財）びわ湖ホールにおいて、自主制作準備のための使用等については必要最低限として貸館公演を増やすよう貸館対応の人員配置等の調整をするとともに、国や民間の助成金を積極的に活用して買取公演を実施するなど効率的・効果的な事業の実施に努めております。

今後とも、効率性も十分考慮し運営するよう（公財）びわ湖ホールに求めてまいりたいと考えております。

(21) びわ湖ホールの駐車場の利用促進の検討について（文化振興課）

ア 監査の結果

びわ湖ホールの財源確保のため、安全管理上の施設整備に要する費用の算定や隣接するピアザ淡海駐車場管理者との協議を進めることにより、びわ湖ホールが申請している駐車場の料金改定及び利用時間の拡大を検討していく必要がある。

イ 改善措置等の内容

利用者の利便性を高め、料金収入の増大を図る観点から、料金改定および利用時間の拡大について検討します。

(22) 駐車場管理のための指標について（文化振興課）

ア 監査の結果

駐車場の利用の状況を把握する指標として、台数だけでなく稼働率という指標も加えるべきである。

イ 改善措置等の内容

平成 28 年 3 月に策定した（公財）びわ湖ホール第 3 期中期経営計画において、年間稼働率（総利用台数／年間駐車可能台数）を指標として取り入れたところです。

(23) 目的外使用における使用料等の未収リスクへの対応について（財政課）

ア 監査の結果

施設の目的外利用の契約をする際には、使用料や原状回復費用が未収となるリスクに対応するため、新しく許可をする場合（更新を除く）には、営業保証金を徴収する方法を含めて検討していく必要がある。

イ 改善措置等の内容

行政財産の目的外使用許可（以下、「使用許可」という。）に伴う使用料は、地方自治法に基づき条例で定めることにより徴収根拠があり、その法的性格は使用許可に対する反対給付として徴収されるものとされていますが、営業保証金という名目で使用許可の反対給付の性格をもたせて徴収することは、地方自治法の規定に反することとなります。

使用許可とは別に契約行為により営業保証金を徴収できるか、ということについては、使用許可という行政行為を担保するために必要な条件を付す以外に私法上の行為を付加することは妥当でなく、近畿各府県でも徴収している事例がないことから、契約行為による徴収は困難と考えます。

使用料については前納により未収リスクを回避でき、原状回復費用については、使用許可条件のなかで原状回復義務を明記しており、それに基づき解決されるべきものと考えられます。従って、今後も未収金リスクが発生しないようにすることが重要であると考えており、引き続き業者選定および原状変更の承認を慎重に行うことおよび使用料の前納を徹底することについて、平成29年1月26日付けの使用許可における留意事項の中に新たな項目として加え、周知徹底を行ったところです。

(24) びわこ文化センターの運営管理について（文化振興課）

ア 監査の結果

滋賀県はびわこ文化センターについて、①文化産業交流会館の目的に合致した地域の文化産業に貢献する事業が実施されているか②滋賀県の使用料減免基準を満たしているかを確認する必要がある。現状は年1回40分程度開催される運営委員会の委員に県から1名就任しているに過ぎない。運営委員会は半数が中日新聞社関係者で占められていることや27年以上同じ運営形態で事業を継続していること等より、県は運営委員会以外に、事業内容の確認手段や方法等を検討する必要がある。

イ 改善措置等の内容

びわこ文化センターは、県、（公財）滋賀県文化振興事業団、中日新聞の3者で構成された運営委員会により運営し、文化産業交流会館を拠点にさまざまな文化活動講座を開催するなど、これまでから県民文化の向上に貢献しており、使用料減免基準を満たしているものと考えています。

今年度は、運営委員会に加えて担当国会議を行い、上期の運営状況等を確認しましたが、今後とも同センターの事業計画や実績報告について定期的に把握し、文化産業交流会館の目的に沿った事業を一層推進するよう働きかけてまいります。

(25) 県立武道館駐車場料金の改定の検討について（スポーツ課）

ア 監査の結果

施設利用者を優先する駐車場であることを原則としながらも、今後は、駐車場の利用促進のため、1時間単位の料金設定や営業時間外の利用促進のため夜間定額制度を導入することも含めて検討していく必要がある。

イ 改善措置等の内容

周辺駐車場の料金設定等を調査したところ、市営駐車場はきめ細かく時間単位の料金設定がされているが、民間駐車場は端数（100円未満）の料金徴収を避けることで、利用者の利便性を図っている事例がありました。また、土日祝日専用の料金設定や上限料金を設定しているところもありました。

このことを参考にし、精算機が更新されるのを機会に条例の範囲内で利便性と収益性の観点から、夜間料金の設定等を検討します。

(26) 柳が崎ヨットハーバーの老朽化建物の解体・除去について（スポーツ課）

ア 監査の結果

敷地内にある未利用建物に関しては、著しく老朽化が進み、放置しておくこと倒壊の可能性もあることから取り壊す必要がある。

イ 改善措置等の内容

指摘のボート会館については解体・除去することとしており、平成29年度予算において、そのための費用の一部を計上したところであり、計画的に対応してまいります。

(27) 柳が崎ヨットハーバー駐車場料金の改定の検討について（スポーツ課）

ア 監査の結果

駐車場の利用促進のため、1日650円の料金設定を、上限を設けた時間制に変更することも含めて、利用料金改定を検討していく必要がある。

イ 改善措置等の内容

ヨットハーバー周辺の商業施設には、駐車場が無料整備されていることから、ヨットハーバー駐車場の利用者は、施設利用者などに限られているところです。

また、近隣有料駐車場を調査したところ時間単位の料金設定がされており、4時間利用で850円、平日の1日利用上限860円、土日祝日の1日利用上限1,080円でありました。これらを参考に料金を検討した結果、現在の設定料金により引き続き運営することとします。

(28) 柳が崎ヨットハーバーの目的外許可違反について（スポーツ課）

ア 監査の結果

滋賀県セーリング連盟の運営するセーリングショップBBマリンは、目的外許可の事務所・倉庫以外の利用である。運営を続けるのであれば、再度、目的に応じた許可を申請するように滋賀県セーリング連盟に指導する必要がある。

イ 改善措置等の内容

滋賀県セーリング連盟に対し、実際の使用状況に応じた使用許可申請を行うよう指導を行い、平成28年度からは実際の使用状況に応じた使用許可申請がされています。

また、運営を開始した平成23年度に遡って使用料を納付するよう合わせて指導し、平成28年5月31日に全額収納したところです。

(29) 指定管理者による備品の現物確認の実施と報告について（スポーツ課・会計管理局管理課）

ア 監査の結果

指定管理者が滋賀県から貸与を受けている備品の現物確認について、実施している管理者と実施していない管理者がある。

施設の管理運営委託等に伴い同一の相手方に対して実質的に継続年度貸し付ける物品等については、継続貸付の決裁時に現状確認等を行うことが、「物品ハンドブック」で求められていることから、貸付先から重要物品を含む貸与備品の使用・未使用や滋賀県備品表示票の有無まで含めた現状確認の報告を、原則として、単年度ごとに施設を管轄する所管部署が受ける手続きを設けることが必要である。

特に、今回の監査において確認したスポーツ会館の2点の重要物品については、返納、廃棄を含む適切な対応をとる必要がある。

イ 改善措置等の内容

（スポーツ課）会計管理局から、平成28年3月31日付け滋会計第195号「施設の指定管理者制度の導入等による物品の貸付について（通知）」に従い、適切な管理を行っているところです。

スポーツ会館における2点の重要物品については、今後の使用の可能性がないことから、ピアノについては、管理換えの処理を行い、ランニングベルトについては廃棄処分を行う予定です。

（会計管理局管理課）貸付物品の管理に関する現状確認について事務手続を定めることが必要であるという指摘については、貸付物品の現状や滋賀県備品表示票の有無を年度当初の継続貸付の決議時に確認すること等、具体的な手続を定め、平成28年3月31日付け滋会計第195号「施設の指定管理者制度の導入等による物品の貸付について（通知）」により各所属に周知し、適正な管理を求めたところです。

今後も財務会計研修などの機会を通じて徹底していきます。

(30) 除籍図書の取扱いについて（生涯学習課）

ア 監査の結果

長期延滞図書の除籍に関しては、図書システムで抽出可能であることから、今後は、図書システムで適切に抽出・確認することにより、除籍漏れがないようにする必要があります。なお、本件は、監査報告時点では改善済みである。

イ 改善措置等の内容

平成28年1月、図書館システムを更新し、同年3月に除籍作業を行いました。

引き続き、システムにより、除籍漏れがないよう適正な図書管理に努めます。

(31) 消防・避難訓練の実施について（スポーツ課）

ア 監査の結果

消防法第 8 条で求められている消防訓練が行われていないため消防・避難訓練を実施する必要がある。

イ 改善措置等の内容

所轄の消防署に訓練実施の必要性の確認を行ったところ、当該施設は利用人数が少ないため、消防・避難訓練の実施義務がない旨の回答があったところです。

しかしながら、県としては、公の施設であることから指定管理者に対し自主的な消防訓練を実施するよう求め、指定管理者において所轄消防署に届出を行うとともに、平成 28 年 4 月 13 日に消火訓練等自主訓練を実施したところです。

今後とも定期的に自主訓練を実施するよう指導してまいります。

(32) スポーツファシリティーズ保険の未加入について（スポーツ課）

ア 監査の結果

施設の欠陥や施設の指導者の指導に起因する事故に対応したスポーツファシリティーズ保険に加入していない。公的施設を運営するのであれば、滋賀県もしくは指定管理者が加入する必要がある。

イ 改善措置等の内容

指定管理者において直ちにスポーツファシリティーズ保険への加入手続を行い、平成 28 年 3 月 28 日に加入手続を完了しました。

(33) 賞与引当金の計上について（文化振興課）

ア 監査の結果

公益法人会計基準の実務指針では、賞与引当金の計上を求めていることから、賞与引当金を計上することが必要である。

イ 改善措置等の内容

（公財）滋賀県文化振興事業団においては、平成 27 年度決算から計上しており、（公財）びわ湖ホールにおいては、平成 28 年度決算から計上することとしています。

(34) 電算室の入退室管理簿による管理を徹底すべき（生涯学習課）

ア 監査の結果

監査期間中において、県立図書館職員が入退室するときは、総務課職員が立ち会うものの、入退室管理簿による管理が行われていなかった。

なお、本報告書提出時点では、対策基準第 11 条第 4 項に従い、職員の入退室についても入退室管理簿による管理が行われており、本件問題事項については改善済みである。

イ 改善措置等の内容

平成 28 年 1 月、「滋賀県情報セキュリティ対策基準」第 11 条第 4 項に従い「サーバー室入退室簿」（記載項目：日付、氏名、入退室時間、備考）を作成の上、職員の入退室についてもチェックが働く体制をとりました。

また、同じく 1 月に館内職員に改めて周知徹底を図りました。

(35) 実施手順の徹底（生涯学習課）

ア 監査の結果

監査期間中において、館長の ID 設定およびシステム利用責任者が実施手順どおりに運用されていなかった。本報告書提出時点では、実施手順にしたがって運用されており、本件問題事項については改善済みである。

イ 改善措置等の内容

平成 28 年 1 月に館長に対して管理者権限 A を付与するとともに、「滋賀県立図書館コンピュータシステム情報セキュリティ実施手順」を改正し、システム利用責任者を「サービス課主任主査」から「コンピュータ委員会の責任者」に変更しました。

今後も人事異動等による変更があった場合は適時に確認し、「実施手順」の適切な運用に努めてまいります。